

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県税条例の一部を改正する条例

規 則

○ 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

○ 福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

条 例

福島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第三十一号

福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の四の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改める。

第三十一条の五の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条

第一項中「若しくは法第二十三条第一項第十二号の二に規定する単身児童扶養者である者」を削る。

第三十九条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号イ中「第七十条の二十四の七第五項各号」を「第七十二条の二十四の七第六項各号」に改め、同項第二号中「電気供給業」の下に「（次号に掲げる事業を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 電気供給業のうち、電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則に規定するものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）及び同項第十四号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則に規定するものを含む。以下この節において「発電事業等」という。）

次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

イ 第一号イに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

第三十九条の二第六項中「所得割額」の下に「とし、同項第三号アに掲げる法人で受託法人であるものに対して課する法人の行う事業に対する事業税の額は、収入割額を加え、同条第八項の表第三十九条の七第一項第一号及び第三項第一号の項中「第三項第一号」を「第四項第一号並びに第三十九条の十二の三第一項及び第二項」に改め、同表第三十九条の七第一項第三号及び第三項第三号の項中「第三項第三号」を「第四項第三号」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十九条の七第三項第一号

合計額

合計額（受託法人であるものにあつては、アに掲げる金額）

第三十九条の二第八項の表第三十九条の七第三項の項中「第三十九条の七第三項」を「第三十九条の七第四項」に改め、同項の次に次のように加える。

第三十九条の二第一項各号
列記以外の部分

第三十九条第一号ア
に掲げる法人

第三十九条第一号アに掲げる法人で固有法人であるもの

同号イに掲げる法人

同号イに掲げる法人（同号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）

掲げる事業を行う法人

掲げる事業を行う法人（同項第三号アに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）

同項第三号ア
に掲げる法人

同項第三号アに掲げる法人で固有法人であるもの

第三十九条の四第一項各号列記以外の部分中「事業の区分」を「事業税の区分」に改め、同項各号を次のように改める。

一 付加価値割 各事業年度の付加価値額

二 資本割 各事業年度の資本金等の額

三 所得割 各事業年度の所得

四 収入割 各事業年度の収入金額

第三十九条の四第四項中「第一項第一号ア」を「第一項第一号」に、「同号イ」を「同項第二号」に、「同号ウ」を「同項第三号」に、「同項第二号」を「同項第四号」に改

める。

第三十九条の七第一項各号列記以外の部分中「第三項」を「第四項」に改め、同項第二号中「第七十二条の二十四の七第五項」を「第七十二条の二十四の七第六項」に改め、同条第二項中「電気供給業」の下に「(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第三十九条第一項第三号アに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

イ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七を乗じて得た金額

ウ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五を乗じて得た金額

二 第三十九条第一項第三号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

ア 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

イ 各事業年度の所得に百分の一・八五を乗じて得た金額

第三十九条の十一第一項各号列記以外の部分中「所得割(ニ)を「所得割等(ニ)に、「法人にあつては、」を「法人の」に、「とする」を「又は同号イに掲げる法人の所得割をいう」に、「所得割等」というを「同じ」に改め、「収入割」を「収入割等(同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号アに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号イに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。以下この節において同じ。)」に改める。

第四十条の三第十一項第二号中「第七十三条第一項第二十二号」を「第七十三条第一項第二十四号」に改め、同項第三号中「第二百五条第一項第二十二号」を「第二百五条第一項第二十四号」に改める。

第四十条の十六の八第一項中「第四十条の十六の六第一項」を「第四十条の十六の六」に、「土地の取得について同条第二項の規定の適用があると認める場合は同項に規定する土地改良事業の完了の日として施行令第三十九条の六に規定する日後一年を経過する日」を「(当該不動産が同条に規定する土地改良事業に係るものである場合には、同条に規定する一年を経過する日)」に改め、同条第二項中「第四十条の十六の六第二項の規定の適用がある場合にあつては、当該土地」を「当該不動産の取得について第四十条の十六の六に規定する土地改良事業に係るものである場合には、当該不動産」に改める。

第四十一条の五第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項(第三号又は第四号に係る部分に限る。)」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第四十一条の七第一項又は第三項の規定による申告書に前項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)

の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則に規定するところにより当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

第四十一条の七第一項中「第四十一条の五第二項」を「第四十一条の五第三項」に改める。

第四十二条の三第二号中「スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)第二十六条第一項に規定する国民体育大会及びその予選会その他」及び「(以下「国民体育大会等」という。)」を削り、「及び国民体育大会等」を「及び規則で定める競技会」に改める。

第六十四条第一項第一号ア(2)及びイ(2)並びに第二号ア(2)及びイ(2)、第二項第一号イ(2)及び第二号イ(2)並びに同条第四項中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第四条の六第二項中「第三十一条の二第二項第十二号」を「第三十一条の二第二項第十三号」に改める。

附則第六条第一項中「令和三年度」を「令和六年度」に改める。

附則第七条の四の四第一項中「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「行つた」を「行う」に、「百分の二・九」を「百分の五・七」に改め、同条第三項中「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「百分の二・九」を「百分の五・七」に改める。

附則第八条第一項中「令和二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第四項中「第三十九条第一項第二号ア」を「第三十九条第一項第一号ア及び第三号ア」に改め、同項第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第五項中「第三十九条第一項第一号ア」を「第三十九条第一項第一号ア及び第三号ア」に改め、同項第二号中「百分の九十」を「百分の九十五」に改め、同条第九項を削り、同条第十項中「第三十九条の四第一項第二号」を「第三十九条の四第一項第四号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第三十九条の四第一項第二号」を「第三十九条の四第一項第四号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第三十九条の四第一項第二号」を「第三十九条の四第一項第四号」に改め、同条第十三項中「第三十九条の四第一項第二号」を「第三十九条の四第一項第四号」に改め、同項を同条第十二項とする。

附則第八条の二中「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に、「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

附則第八条の二の三第一項中「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「行つた」を「行う」に、「百分の十」を「百分の二十」に、「第七十二条の二十四の七第一項から第三項まで」を「第七十二条の二十四の七第一項から第四項まで」に改める。

附則第八条の九第一項及び第二項中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第九条第二項中「令和二年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第三項及び第八項中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第九項中「第九十九条の六第二項第一号」を「第九十九条の十五第二項第一号」に、「第九十九条の八」を「第九十九条の十七」に、「第九十九条の六第一項」を「第九十九条の十五第一項」に、「同条第十項」を「同条第十五項」に、「第四十六条第十七項」を「第四十六条第二十六項」に、「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第十項中「第十條第八項第五号」を「第十條第七項第六号」に、「第四十二条の四第八項第六号」を「第四十二条の四第八項第七号」に、「第十四条第二項」を「第二十条第二項」に、「第十三条第二項第三号」を「第十九条第二項第三号」に、「第二条第十項第七号」を「第二条第十二項第七号」に、「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第十条の二の九第一項第五号中「又は装置」を削る。

附則第十条の四第二項第四号及び第五号並びに第三項第一号及び第二号中「平成三十二年基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第十四条第四項中「令和二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

附則第十六条第一項中「令和二年度」を「令和五年度」に改め、同条第二項中「令和二年度」を「令和五年度」に、「第三十一条の二第二項第十二号から第十六号まで」を「第三十一条の二第二項第十三号から第十六号まで」に改め、同条第四項中「第三十一条の二第二項第十二号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十三号及び第十四号」に、「同項第十二号から第十六号まで」を「同項第十三号から第十六号まで」に改め、同条第六項中「第三十一条の二第二項第十二号から第十六号まで」を「第三十一条の二第二項第十三号から第十六号まで」に、「同項第十二号から第十六号まで」を「同項第十三号から第十六号まで」に改め、同条第七項中「第三十一条の二第二項第十二号から第十六号まで」を「同項第十三号から第十六号まで」に改め、同条第七項中「第三十一条の二第二項第十二号から第十六号まで」に改める。

附則第十六条の二中「に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号まで」を「に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号まで」に、「が租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号まで」を「が同法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号まで」に改める。

附則第二十条の二の二第三項中「前年十二月三十一日」の下に「又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第九項の改正規定（「第九十九条の六第二項第一号」を「第九十九条の十五第二項第一号」に、「第九十九条の八」を「第九十九条の十七」に、「第九十九条の六第一項」を「第九十九条の十五第一項」に、「同条第十項」を「同条第十五項」に、「第四十六条第十七項」を「第四十六条第二十六項」に改める部分に限る。）は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第 号）の施行の日から施行する。

(県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の福島県条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十一条の四第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第二項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第三十一条の五第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第三十一条の五第一項に規定する申告書について適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第七条の四の四第一項及び第三項の規定（同条第一項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち新条例第三十九条第一項第三号に規定する小売電気事業等（以下この項において「小売電気事業等」という。）又は同号に規定する発電事業等（以下この項において「発電事業等」という。）を行っていた法人の小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。）の算定の方法は、地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第六条第二項に規定するところによる。

3 新条例附則第八条の二の三第一項の規定（同項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(ゴルフ場利用税に関する経過措置)

第五条 新条例第四十二条の三(第二号に掲げる部分に限る。)の規定は、施行日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前のゴルフ場の利用に対して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

(福島県条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第六条 福島県条例等の一部を改正する条例(令和元年福島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条中福島県条例第四十二条の三第二号の改正規定を削る。

附則第一条第一号中「掲げる改正規定」を「定める規定」に改め、同条第三号中「次号から第八号までに掲げる改正規定」を「次号から附則第一条第六号まで及び同条第八号に定める規定」に改め、同条第七号を次のように改める。

七 削除

(税 務 課)

規 則

福島県条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四十二号

福島県条例施行規則の一部を改正する規則

福島県条例施行規則(昭和二十九年福島県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条に次の三項を加える。

4 自動車税の種別割は、県の指定金融機関等のほか、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定により県が県税の収納の事務を委託した者(以下「県税収納事務受託者」という。)に納付することができる。

5 県税収納事務受託者は、自動車税の種別割の納付を受けたときは、収納した自動車税の種別割を、その内容を示す計算書(当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を添えて、県の指定金融機関に払い込まなければならない。

6 県の指定金融機関が前項の規定により自動車税の種別割を収納したときは、第三項の規定にかかわらず、直ちに歳入に受け入れる手続をとり、福島県財務規則第一百十九号様式の収納日計表を現金出納員に送付しなければならない。

第十三条の二に次の一項を加える。

5 前条第四項の規定によるほか、自動車税の種別割は、知事から得た納付情報により納付することができる。この場合において、福島県財務規則第六十一条の規定にかかわらず、領収書は交付しないものとする。

第九十八条本文中「同号の国民体育大会等」を「第九十五条の二各号に掲げる競技会」に改め、同条ただし書中「同条第一号」を「条例第四十二条の三第一号」に改める。

第五十三条の五を次のように改める。

第五十三条の五 削除

第五号の様式その二(裏) 中 「福工組合中央金庫・福島県信用漁業協」を「福島県同済会」に改め、同様式その二の二中「福工組合中央金庫」を削り、

同様式その三(裏) 中 「福工組合中央金庫・福島県信用漁業協」を「福島県同済会」に改め、同様式その四(裏)、その四の三(裏)及びその四の四(裏)中「福工組合中央金庫」を削り、同様式その四の四の次に次のように加える。

「福工組合中央金庫」を削り、同様式その四(裏)及びその四の四(裏)中「福工組合中央金庫」を削り、同様式その四の四の次に次のように加える。

第五号の二様式その五(裏)中「**商工組合中央金庫・福島県信用漁業協**」を「**福島県信用漁業協同組合連合会**」に改める。

第六号様式その四(裏)中「**・商工組合中央金庫**」を「**郡山**」に改める。

第九十号様式(その四)及び第九十一号様式(その四)中「**農地利用集積円滑化団体等**」を「**農地中間管理機構**」に改める。

第九十三号様式中「**国民体育大会等の選手**」を「**国民体育大会等の選手**」に改める。

第九十三号の二様式中

名	国民体育大会等の選手	国民体育大会等の名称及び主催者
	や	規則で定める競技会の選手

名称及び主催者名	利用目的	競技会	競技会の公式練習	に改める。
----------	------	-----	----------	-------

第百二号の二様式を次のように改める。

第102号の2様式 (第107条関係)

年 月分 ゴルフ場利用税納入申告書



年 月 日 福島県知事 (福島県 地方振興局長) ※ 発 信 年 月 日 通信日付印	経営の場所	屋号		
		所在地	電話番号	
	特別収 義務者	個人番号又は法人番号 (右詰で記載)		
		住所		電話番号
確認印	氏名(法人名・代表者名)		㊟	

区 分		利用人員	等級	税率	税 額
等級変更なし又は等級変更前	通 常 分	千 人			百 万 千 円
	軽減税率適用分	年齢65歳以上の者	/		
		規則で定める競技会の選手			
		早朝利用等の利用者			
	小 計 ①				
等級変更後	通 常 分	千 人			
	軽減税率適用分	年齢65歳以上の者	/		
		規則で定める競技会の選手			
		早朝利用等の利用者			
	小 計 ②				
通 常 分	千 人				
軽減税率適用分	年齢65歳以上の者	/			
	規則で定める競技会の選手				
	早朝利用等の利用者				
小 計 ③					
合計④=①+②+③					千 人

非課税利用人員	
18歳未満	
70歳以上	
障がい者	
国体競技	
学生等	
国際競技	
合計①	

課税免除利用人員②

課税対象外利用人員計①+②

第百三十四号の五様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十三条及び第十三条の二の改正規定は公布の日から、第二十二号様式その一及びその二の改正規定は令和二年五月十一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県税条例施行規則第五号の様式その二、その三及びその五による納税通知書、領収証書、納付書及び納付済通知書は、当分の間、改正後の福島県税条例施行規則（以下「新規則」という。）様式第五号の様式その二、その三及びその五による納税通知書、領収証書、納付書及び納付済通知書とみなす。
- 3 新規則第九十号様式（その四）及び第九十一号様式（その四）は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課した、又は課すべきであった不動産取得税については、なお従前の例による。
- 4 新規則第九十三号様式、第九十三号の様式及び第百二号の様式は、施行日以後のゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日以前のゴルフ場の利用に対して課した、又は課すべきであったゴルフ場利用税については、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県税条例施行規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（税 務 課）

福島県規則第四十三号

福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税特別措置条例施行規則（昭和三十八年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（その七）中

「福島・郡山・会津・いわき

」を

「福島

・郡山・白河・会津・いわき

」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和二年五月十一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県税特別措置条例施行規則（以下「旧規則」という。）様式第一号（その七）による申請書は、改正後の福島県税特別措置条例施行規則様式第一号（その七）による申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている旧規則様式第一号（その七）による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（税 務 課）